

造林作業業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、令和8年度寺林山市有林造林作業業務委託その2の実施について定めたものであり、特別な指示を行う場合を除き、この仕様書に準じて作業を行うものとする。

(地拵え作業)

第2条 地拵えの作業方法は次のとおりとする。

- (1) 地拵えは、原則として機械による施工とする。ただし、地形条件等により機械施工が困難な箇所については、人力による施工を併用することができる。
- (2) 施工区域内の地床植生（ササ、雑草、かん木）は全刈とし、原則として地際で伐倒又は刈り払うこと。本業務の対象区域は、主伐後2年半が経過し、地床植生が繁茂している箇所を含むため、植栽作業に支障のある地床植生については、地拵え工程の一部として、事前に刈払いを実施するものとする。
- (3) 刈り払った地床植生等は、原則として等高線方向に集積するものとし、集積高は1.5m以下、集積幅は2m以下とする。
- (4) 集積物については、斜面下方への転落等による災害防止及び作業安全の確保のため、必要に応じて杭の打設等の転落防止措置を講じること。
- (5) 集積物の配置間隔は、植栽作業に支障を生じさせないように、水平距離で4.5m以上を確保すること。
- (6) 地拵え後の林地は、植穴掘削及び苗木植付け作業が円滑に行える状態とすること。

(植栽作業)

第3条 植栽の作業方法は次のとおりとする。

- (1) 植栽する樹種・規格・数量

樹種	規格	総植栽本数	ha当たり植栽本数
カラマツ	コンテナ苗（45cm上）	5,620本	2,000本

- (2) 苗木の取り扱い

ア 本業務に使用する苗木は、受注者が調達するものとする。なお、盛岡広域振興局が実施した「令和7年度産山行苗木需要見込み量調査」において、本業務に係る苗木本数については報告済みである。

イ 苗木は、造林用として一般的に使用されているコンテナ苗とし、植付け作業及び活着に支障のない規格のものとする。なお、当該条件を満たすものであれば、苗木の購入先は指定しないものとする。

ウ 苗木の運搬にあたっては、苗木の転倒、損傷及び培地の乾燥を防止するため、コ

ンテナ苗をトレー又は容器に収納した状態で行い、直射日光を避けるため必ずシート等で日除けを行うこと。

エ 苗木の現場搬入後は、速やかに日陰となる場所に仮置きし、培地が乾燥しないよう必要に応じ散水等の措置を講じること

オ コンテナ苗は仮植を行わないものとする。

カ 苗木の保管は、通風が良く、雨水が滞留せず、気温上昇や直射日光による影響を受けにくい箇所を選定すること。

キ 植付けにあたっては、植穴を事前に掘削し、根鉢（培地）を崩さないよう注意して植付けること。

ク 植付深は、根元（地際）が地表面と同一となるよう調整し、深植え又は浅植えとならないよう留意すること。

ケ 植付後は、根鉢と周囲の土壌が十分に密着するよう軽く押さえ、苗木が傾倒しないよう処理すること。

コ 受領した苗木に著しい衰弱、枯損等が認められた場合は、直ちに発注者に報告し、その取扱いについて指示を受けること。

(3) 植付方法

ア 苗木は植穴の中央に据え付け、根鉢（培地）を崩さないよう留意しつつ、周囲を細土で埋め戻し、過度に踏み固めることなく、根鉢と土壌が十分に密着するように処理すること。

イ 植付け配列は、列間及び苗間ともに水平距離2.2mの正方形を基本とする。なお、植付位置に根株、岩石の露出等の障害物がある場合は、等高線方向又は上下方向のいずれかに移動し、所定の本数を植付けること。

ウ 急傾斜地で、なだれのおそれがある箇所においては、苗木を斜面に対して直角となるよう植付けること。

エ 車道沿いに植栽する場合には、道路の歩道、路肩からおおむね2m離して植付けること。

オ 植栽作業は、苗木の活着に適した時期に行うものとし、著しい高温、乾燥、又は凍結のおそれがある条件下では実施しないこと。

(着手届及び現場責任者通知書の提出)

第4条 受注者は、作業に着手する前に発注者に対し、着手届を提出する。また、受注者は、業務の履行に当たり現場責任者を定め、作業着手時には速やかに現場責任者通知書を提出すること。

(現地写真の撮影及び提出)

第5条 受注者は、作業の施工地ごとの現地写真を別紙「写真撮影基準」に基づき撮影し、作業完了後速やかに提出する。

(社会保険等)

第6条 本業務の実施にあたっては、次のとおり、作業員の安全及び適正な就労環境の確保に努めるものとする。

- (1) 受注者は、本業務に従事する作業員について、労働関係法令に基づき加入を義務付けられている労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金共済制度（林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は建設業退職金共済制度のいずれか）に適切に加入させること。なお、社会保険等加入状況調査表（様式第1号）においては、平均点数23点以上を確保すること。
- (2) 作業終了時には、本業務に従事した作業員の社会保険等加入状況調査表（様式第1号）を提出すること。
- (3) 前各号に係る社会保険等の加入状況を確認するため、加入の証拠書類を整備し、作業員の出勤表と併せて作業終了時に提出すること。

(その他)

第7条 作業時に市の財産及び第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任と費用負担において対応すること。また、この仕様書によりがたい場合は、その事由を申し出て指示を受けること。